

# 株 主 各 位

小樽市色内1丁目8番6号

**北海道中央バス株式会社**

代表取締役社長 牧 野 和 夫

## 第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月に発生した熊本地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に対し心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、来る平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するように、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 小樽市色内1丁目1番12号  
当社『中央バス第2ビル(小樽運河ターミナル)』4階講堂  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項
  1. 第73期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人  
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第73期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
  - 第1号議案 剰余金の配当の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役1名選任の件
  - 第4号議案 監査役3名及び補欠監査役1名選任の件
  - 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
  - 第6号議案 役員賞与支給の件
  - 第7号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.chuo-bus.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.chuo-bus.co.jp/>) に掲載させていただきます。
  - ◎ 当日の受付開始は、午前9時を予定しております。

(添付書類)

# 事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用・所得環境の改善が見られ、緩やかな回復基調が持続しておりますが、新興国経済の減速による景気の下振れリスクの存在などにより、先行きについては不透明な状態で推移しております。道内の経済においても、観光や民間設備投資などの改善を背景に緩やかに回復しておりますが、公共投資の減少などもあり、今後の経済動向を注視する必要があります。

このような経営環境の中、当社グループは、地域社会に密着した事業を積極的に展開するとともに、経営効率を高め収支改善や経営体質の強化などに取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績は、売上高は37,503百万円（前連結会計年度比1.9%増）、営業利益は1,730百万円（同52.5%増）、経常利益は1,878百万円（同47.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,127百万円（同31.9%増）となりました。

事業別の業績は、次のとおりであります。

#### (1) 旅客自動車運送事業

乗合運送事業は、札幌市内線の輸送需要に適合したダイヤ編成による見直しや、都市間高速バスの運行便数の増回など、増収に向けた営業施策を実施しました。このほか、前年度の消費増税に伴う乗車券駆け込み購入の反動減からの回復、前年度のプリペイドカード乗車券の発売終了による減収からの回復、さらに定期観光バスにおける外国人利用客の増加などで、増収となりました。

貸切運送事業は、新運賃・料金制度の適用の値上げによる長期契約の解約などがあり減収となりましたが、一方で一車当たりの収入が増加し収支の改善が図られました。

この結果、売上高は21,854百万円（前連結会計年度比2.7%増）、バス燃料費の減少などもあり営業利益は966百万円（同69.5%増）となりました。

#### (2) 建設業

道内における公共工事の発注額が年々減少している中、民間工事の受注に努めたことにより受注高、完成工事高とも増加しました。

この結果、売上高は11,186百万円（前連結会計年度比8.3%増）、営業利益は368百万円（同102.8%増）となりました。

### (3) 清掃業・警備業

清掃業・警備業は、新規契約の獲得などにより増収となりました。

この結果、売上高は3,002百万円（前連結会計年度比9.7%増）、営業利益は104百万円（同64.7%増）となりました。

### (4) 不動産事業

不動産事業は、新規契約の獲得もありましたが、仲介収入の減少などにより減収となりました。

この結果、売上高は848百万円（前連結会計年度比1.3%減）、営業利益は357百万円（同4.3%減）となりました。

### (5) 観光事業

ニセコアンヌプリ国際スキー場は、外国人スキー客が増加しました。小樽天狗山スキー場は、国内外の観光客の増加により、ロープウェイ利用客が増加しました。ニセコ温泉郷「いこいの湯宿いろは」は、平成27年6月にリニューアルオープンし、国内外の個人客の増加により増収となりました。

この結果、売上高は976百万円（前連結会計年度比13.0%増）、リニューアルにかかる費用もあり98百万円の営業損失（前連結会計年度は117百万円の営業損失）となりました。

### (6) その他の事業

介護福祉事業は、複合型サービスの利用者が増加しました。自動車教習所は、適性診断業務を新たに開始したことや高齢者講習の受講者の増加が増収に寄与しました。旅行業は、地域に特化した企画商品の受注が好調で増収となりました。

この結果、売上高は3,992百万円（前連結会計年度比4.7%増）、営業利益は104百万円（同58.8%増）となりました。

## セグメント情報

（単位：百万円）

	旅客自動車 運送事業	建設業	清掃業・ 警備業	不動産事業	観光事業	その他の 事業	計	調整額	連結
外部顧客に 対する売上高	21,756	9,778	1,839	542	962	2,623	37,503	—	37,503
セグメント間の内部 売上高又は振替高	98	1,408	1,163	305	14	1,368	4,358	△4,358	—
売上高計	21,854	11,186	3,002	848	976	3,992	41,862	△4,358	37,503
営業利益	966	368	104	357	△98	104	1,803	△73	1,730

## 2. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、不安定な原油価格、新興国経済の減速や為替変動の懸念等、道内・外の景気の先行きは不透明であり、さらに中・長期にわたり、少子高齢化、人口減少が進む中、あらゆる分野において「雇用の維持・確保」「事業の在り方」等、社会経済構造の変化の対応が迫られており、引き続き厳しい状況が続いていくと考えております。

このような情勢のもと、当社グループは、バス事業にあっては「安全輸送と旅客サービスの提供」、その他の事業にあっては「安全・安心な商品・サービスの提供」を通じて地域社会に貢献する企業集団として、グループの経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）を最大限活用し、グループの総合力と挑戦心を持って経営にあたるとともに、企業倫理活動を徹底し、地域社会から信頼されるよう弛まぬ努力を重ねてまいります。

また、当社グループは、地域の一員として信頼される事業活動を行ううえで、地球環境問題に対する温暖化対策の取組みを、企業の社会的責務であると考えております。引き続き長年取り組んでおります燃料節約運転の推進などにより、CO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組むとともに、「人と環境にやさしいバス」の利用を促進するPR活動を幅広く展開いたします。

事業別の対処すべき課題は、次のとおりであります。

旅客自動車運送事業においては、平成28年1月、長野県軽井沢町の国道において貸切ツアーバスの転落事故が発生し、会社のずさんな運行管理体制が明るみに出る中で、改めて輸送の安全性の確保がバス業界全体に求められております。こうした事態に、当社グループは危機感を持って「運輸安全マネジメント制度」に基づき、社員一丸となって取り組んでまいります。

乗合運送事業では、「交通政策基本法」の成立により地域公共交通の維持・確保は、地方自治体自らがまちづくりの中で担うことになりました。「民から公へ」の転換が図られました。今後は民間企業の立場で地方自治体と協議、連携のもとで、地域公共交通の維持・確保に努めてまいります。

貸切運送事業では、安全に係わるコストを反映した新運賃・料金制度に基づき、適正な運賃・料金を収受し、安定した事業基盤の確立を目指してまいります。また、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」（セーフティバス）について、最高ランクである三つ星の認定を受けたバス各社を中心として、引き続き安全性をセールスポイントとして積極的に世間にPRし、他と差別化した営業活動を展開してまいります。

建設業は、公共投資の減少による受注競争の激化、建設資材の高騰、技能労働者の不足が引き続き見込まれる中、営業力・技術力の強化、施工品質の向上を図ることで、顧客の信頼確保と優良案件の受注獲得を目指すとともに、原価管理の徹底により採算性の向上を図ってまいります。

清掃業・警備業は、競争の激化や人手不足が引き続き見込まれる中、収益性を重視した営業体制の構築、原価管理の徹底などを推進し、経営基盤の強化を図ってまいります。

不動産事業は、新規賃貸契約の獲得や遊休不動産の有効活用により、安定収益を確保してまいります。

観光事業は、ニセコアンヌプリ国際スキー場では、ニセコの他のスキー場と協力しながら、国内外のスキー客や観光客を誘致するためのプロモーション活動を強化してまいります。また、ニセコ温泉郷「いこいの湯宿いろは」と連携し、利用客の増加に向けた施策を実施いたします。さらに、年々増加する外国人旅行者については、受入れ体制をより一層整備・充実し、集客に努めてまいります。

その他の事業においては、飲食業は、品質やサービスを向上させ他店との差別化を図ってまいります。介護福祉事業は、平成28年4月に、サービス付き高齢者向け住宅2棟目となる「マイラシック南郷」を札幌市内に開業いたしました。長年培ってきた「中央バスグループの安全・安心」ブランドを守りながら、入居者へ質の高いサービスを提供してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 設備投資等及び資金調達状況

#### (1) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は3,487百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

区分	内 容	部 門
車 両	営業用バス新車67両購入	旅客自動車運送事業
施 設	サービス付き高齢者向け住宅「マイラシック南郷」新築	介護福祉事業
施 設	ニセコ温泉郷「いこいの湯宿いろは」リニューアル	観光事業

#### (2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

#### 4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 70 期 (平成25年3月期)	第 71 期 (平成26年3月期)	第 72 期 (平成27年3月期)	第 73 期 (当連結会計年度 平成28年3月期)
売 上 高(百万円)	33,844	36,003	36,801	37,503
経 常 利 益(百万円)	511	1,483	1,269	1,878
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	151	886	854	1,127
1株当たり当期純利益(円)	5.76	33.75	32.55	43.02
総 資 産(百万円)	35,019	36,887	37,978	40,402
純 資 産(百万円)	25,989	26,780	27,837	28,432
1株当たり純資産(円)	983.35	1,013.37	1,053.05	1,077.46

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式の数を控除して計算しております。

#### 5. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
空知中央バス株式会社	50 <sup>百万円</sup>	100 %	旅客自動車運送事業
札幌第一観光バス株式会社	50	100	旅客自動車運送事業
株式会社泰進建設	152	100	建設業
勝井建設工業株式会社	50	100	建設業
中央ビルメンテナンス株式会社	10	100	清掃業・警備業
中央バス観光開発株式会社	100	100	観光事業
株式会社中央バス自動車学園	50	100	自動車教習所

- (注) 勝井建設工業株式会社の議決権は、株式会社泰進建設が100%所有しております。

## 6. 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社13社及び関連会社3社で構成されており、事業別の概要は次のとおりであります。

事業種目	事業内容
旅客自動車運送事業	乗合旅客自動車運送事業、貸切旅客自動車運送事業
建設業	土木建築工事の請負及び設計監理
清掃業・警備業	建物施設総合管理、警備保障
不動産事業	土地建物の賃貸、販売及び売買の仲介
観光事業	スキー場、ホテル業
その他の事業	飲食業、公衆浴場業、介護福祉事業、物品販売業、自動車教習所、ITサービス業（乗車券発売・IT業務受託）、情報記録物製造業、旅行業

## 7. 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

### (1) 当社の主要な事業所

本社	小樽本社（本店）	小樽市色内1丁目8番6号
	札幌本部	札幌市中央区大通東1丁目3番地
事業部	小樽事業部	（小樽市）（4営業所）
	札幌事業部	（札幌市中央区）（14営業所）
	関連事業部	（札幌市中央区）

### (2) 子会社の主要な事業所

空知中央バス株式会社	（滝川市）
札幌第一観光バス株式会社	（札幌市豊平区）
株式会社泰進建設	（滝川市・札幌市中央区）
勝井建設工業株式会社	（岩見沢市）
中央ビルメンテナンス株式会社	（札幌市東区）
中央バス観光開発株式会社	（小樽市）
株式会社中央バス自動車学園	（札幌市北区）

## 8. 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,042名(615名)	35名(1名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、退職者、使用人兼務役員を含んでおりません。  
2. パートタイマー・アルバイト等の臨時従業員の平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。

## 9. 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

## II 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 60,000,000 株
2. 発行済株式の総数 31,460,000 株
3. 株 主 数 1,611 名
4. 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
中央バス総業株式会社	10,732 <sup>千株</sup>	36.99 %
株式会社北洋銀行	1,440	4.96
株式会社北海道銀行	1,439	4.96
北海道中央バス社員持株会	1,016	3.50
中央振興株式会社	813	2.80
加藤信吉	570	1.96
東京海上日動火災保険株式会社	396	1.36
株式会社菱友	341	1.17
極東建設株式会社	300	1.03
明治安田生命保険相互会社	279	0.96

- (注) 1. 上記大株主には、自己株式(2,453,311株)は含まれておりません。  
 2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
平尾一彌	代表取締役	会長	中央バス総業株式会社 代表取締役社長 中央バス商事株式会社 取締役会長
牧野和夫	代表取締役	社長	
加藤幸嗣	取締役	専務執行役員	整備担当 中央ビルメンテナンス株式会社 代表取締役社長
今雅基	取締役	専務執行役員	関連事業・観光関連担当
児玉康	取締役	常務執行役員	札幌事業部担当
大森正昭	取締役	常務執行役員	財務・総務担当 内部監査室長
橋本雄二	取締役	常務執行役員	労務担当 労務部長 中央バスビジネスサービス株式会社 代表取締役社長
二階堂恭仁	取締役	常務執行役員	運輸・輸送安全担当 運輸部長
戸井宣夫	取締役		株式会社泰進建設 代表取締役社長
岡田浩司	取締役		中央バス観光開発株式会社 代表取締役社長
泉山利彦	取締役		中央バス商事株式会社 代表取締役社長 砂川ハウエイオアシス管理株式会社 代表取締役社長
平間俊一	常勤監査役		
富岡公治	監査役		弁護士 富岡公治法律事務所 所長 株式会社泰進建設 監査役 中央ビルメンテナンス株式会社 監査役
森川潤一	監査役		公認会計士 森川公認会計士事務所 所長 和弘食品株式会社 社外監査役

- (注) 1. 監査役のうち、富岡公治及び森川潤一の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役富岡公治氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役森川潤一氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、当社は、同氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役については、当事業年度末時点では存在しない状態となっておりますが、平成28年6月29日開催の第73回定時株主総会に社外取締役の選任議案を上程いたします。
5. 当事業年度中の取締役の異動
- (1) 平成28年3月31日付で、今雅基氏は取締役を辞任いたしました。
- (2) 平成27年6月26日開催の第72回定時株主総会において、泉山利彦氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

- (3) 当社は、平成27年6月26日付で執行役員制度を導入しております。これに伴い、同日付で取締役の地位及び担当に次のとおり変更がありました。

氏 名	変 更 後	変 更 前
加 藤 幸 嗣	取締役 専務執行役員 整備担当	専務取締役 整備担当
今 雅 基	取締役 専務執行役員 関連事業・観光関連担当	専務取締役 運輸・関連事業・輸送安全・観光関連担当
児 玉 康	取締役 常務執行役員 札幌事業部担当	常務取締役 札幌事業部長
大 森 正 昭	取締役 常務執行役員 財務・総務担当 内部監査室長	常務取締役 財務担当 内部監査室長
橋 本 雄 二	取締役 常務執行役員 労務担当 労務部長	常務取締役 労務担当 労務部長
二階堂 恭 仁	取締役 常務執行役員 運輸・輸送安全担当 運輸部長	取締役 運輸部長

また、上記の取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。  
(平成28年3月31日現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当
柴 田 隆 夫	執行役員 関連事業部長
久 郷 智 廣	執行役員 札幌事業部長
菊 井 隆 則	執行役員(ニセコ在勤) 経営企画室付ニセコエリア観光事業統括マネージャー
安 田 徹	執行役員 総務部長 兼 総務課長
阿 部 一 三	執行役員 経営企画室長 兼 情報戦略グループマネージャー

6. 当事業年度中の監査役の異動

富岡公治氏は、平成27年5月22日付で株式会社ダイナックス社外監査役を、平成28年3月30日付で北海道コカ・コーラボトリング株式会社社外監査役をそれぞれ退任いたしました。

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 員	報 酬 額	報酬等の合計額 (役員退職引当金繰入額を含む)
取 締 役	11名	159,663千円	177,325千円
監 査 役 (う ち 社 外)	3名 (2名)	20,910千円 (9,400千円)	22,510千円 (10,000千円)
合 計	14名	180,573千円	199,835千円

- (注) 1. 上記報酬額には、平成28年6月29日開催の第73回定時株主総会において決議予定の役員賞与36,000千円（取締役32,000千円、監査役4,000千円）を含んでおります。
2. 昭和63年6月29日開催の第45回定時株主総会決議における取締役の報酬額は、月額13,000千円以内であります。
3. 平成7年6月29日開催の第52回定時株主総会決議における監査役の報酬額は、月額3,500千円以内であります。
4. 上記のほか、社外監査役が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額は、720千円であります。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

監査役富岡公治氏は、富岡公治法律事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。また、同氏は当社の子会社である株式会社泰進建設及び中央ビルメンテナンス株式会社の監査役であります。なお、同氏は株式会社ダイナックス及び北海道コカ・コーラボトリング株式会社の社外監査役を兼務しておりましたが、平成27年5月22日付で株式会社ダイナックス社外監査役を、平成28年3月30日付で北海道コカ・コーラボトリング株式会社社外監査役をそれぞれ退任しております。当社と株式会社ダイナックス及び北海道コカ・コーラボトリング株式会社との間には特別の関係はありません。

監査役森川潤一氏は、森川公認会計士事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。また、同氏は和弘食品株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

### (2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度における主な活動状況

監査役富岡公治氏は、当事業年度に開催された取締役会8回、監査役会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営全般に助言などを行っております。

監査役森川潤一氏は、当事業年度に開催された取締役会8回、監査役会13回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経営全般に助言などを行っております。

また、各社外監査役は、これら取締役会及び監査役会への出席に加え、定期的開催される社内会議に出席し、経営トップとの意見交換を行っております。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

## IV 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

内 容	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、当事業年度の監査計画に係る監査日数・配員計画等から見積もられた報酬額に関する会計監査人の説明のもとに、前事業年度の評価を踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

### 4. 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組み及び当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

## V 会社の体制及び方針

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長を委員長とし、取締役、執行役員、部長及びグループ会社社長で構成する「企業倫理・危機管理委員会」を設置し、年間活動計画に基づき、企業倫理と危機管理に係る社内体制・社内規程等の整備及び運用状況の確認、社員等への教育・啓発活動等を実施する。
- ② 企業行動指針として制定した「中央バスグループ企業倫理規範」に基づく教育を実施し、法令・定款・社内規程等を遵守する組織運営や企業風土の醸成を図る。
- ③ 取締役会に直属の部署として「内部監査室」を設置し、各部署及びグループ会社における法令・定款・社内規程の遵守状況及び危機管理体制（輸送の安全確保を含む）を定期的に監査する。
- ④ 内部通報制度を設け、当社及びグループ会社における法令違反行為等、企業倫理に反する行為の未然防止、早期発見及び是正に努める。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これに毅然とした態度で対応する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程、稟議規程等に従って議事録、稟議書、その他定められた文書を作成し、文書管理規程等に基づいて定められた期間保存するなど適切に管理する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 各部署及びグループ会社は、それぞれの業務に関する損失の危険の把握、マニュアル等の整備、経営危機発生時の緊急体制の整備等、危機ごとの対応策及び防止策を、危機管理規程に基づき講じる。
- ② 危機管理規程及び関連する個別規程に関し、企業倫理・危機管理委員会において経営環境等の変化に応じて整備するとともに、運用状況の確認を行う。また、危機管理に関する事項について、年間活動計画に基づき、社員等に対する教育・訓練を行う。
- ③ 輸送の安全確保が事業の根幹であることを公共交通事業者として深く認識し、法令に基づき輸送安全管理規程等を整備するとともに「輸送安全管理委員会」を設置し、積極的に輸送の安全確保に取り組む。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と、業務執行の効率化を図る。
- ② 取締役会は年4回四半期毎に開催する他、必要に応じ随時開催する。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を取り扱い、的確かつ迅速な意思決定と職務執行状況の監督等を行う。

- ③ 取締役常務執行役員以上の役員で構成される常務会を随時開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行い、重要事項の決定等に反映させる。
- ④ また、取締役常務執行役員以上の役員で構成される経営改革会議を随時開催し、経営方針・事業計画その他職務執行に関する重要事項が円滑に合意できるよう横断的な討議を行う。
- ⑤ 効率的な事業運営を行うため、各年度の収支目標や中長期計画を策定し、その達成に向けて具体的な施策を実行する。取締役は、それらの進捗管理と課題の把握に努め、取締役会等の的確かつ迅速な意思決定を図る。

#### (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 企業倫理・危機管理委員会において、グループ全体の企業倫理や危機管理の基本的な方針等を定め、グループ全体における業務の適正を確保する。また、グループ会社においても、各社社長の権限と責任のもと、「中央バスグループ企業倫理規範」に基づく教育の推進や社内体制・社内規程の整備等に取り組む。
- ② 当社の経営企画室は、統括管理部門として関係会社管理規程等に基づきグループ会社の管理及び指導を行う。グループ会社における経営上の重要な事項は、事前に必要な手続きを経て当社の承認を受けたうえで実施する。
- ③ 当社の役員等がグループ会社の取締役、監査役に就任するとともに、定期的開催される経営会議に出席し、職務執行状況の監督等を行い、業務の適正を確保する。

#### (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制

当社は、監査役会からの要請により必要に応じてその職務を補助する社員を置くこととし、その人事については、取締役と監査役会が協議し決定する。

#### (7) 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役会に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときはその内容を速やかに報告する。また、取締役、執行役員及びその他の社員は、監査役求めに応じて必要な報告及び情報提供を行う。

#### (8) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役の職務執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるができる。
- ② 監査役は、当社の会計監査人と監査情報の交換を行うとともに、内部監査室との連携を図る。
- ③ 監査役会は、社長と定期的に会議を開催し、意見や情報の交換を行う。

#### (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を整備するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うことで、財務報告の信頼性を確保する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、社長を委員長とし、取締役、執行役員、部長及びグループ会社社長で構成する企業倫理・危機管理委員会を当事業年度において2回開催いたしました。当委員会において、年間活動計画に基づき、企業倫理と危機管理に係る社内体制・社内規程等の整備及び運用状況の確認を実施するとともに、社員への教育・啓発活動を定期的に行いました。

社員教育については、従来、グループ統一社是「グループ五訓」のもと、各社員が「中央バスグループ企業倫理規範」を遵守し、高い倫理感を持って誠実に行動することとしておりますが、平成27年6月に、具体的な日常の実践すべき事項として「社員心得 基本10ヶ条」を制定し、あらゆる機会を通じて浸透を図ることで、社員のさらなる意識向上を目指しております。

また、取締役会の直属の部署である内部監査室が、内部監査計画に基づき、各部署及びグループ会社における法令・定款・社内規程の遵守状況及び輸送の安全確保を含む危機管理体制を監査し、その結果を取締役会、企業倫理・危機管理委員会などに報告しております。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額、株式数及び比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、金額の増減に係る比率につきましては四捨五入で表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>13,034,706</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,572,745</b>
現金及び預金	5,537,814	支払手形及び買掛金	2,157,061
受取手形及び売掛金	3,688,954	未払費用	459,842
有価証券	2,999,903	未払消費税等	304,568
たな卸資産	250,088	未払法人税等	446,355
繰延税金資産	164,494	前受金	485,918
その他	394,544	賞与引当金	198,459
貸倒引当金	△ 1,092	役員賞与引当金	36,000
		完成工事補償引当金	5,039
		工事損失引当金	11,490
		固定資産取得のための支払手形	1,944,950
		その他	1,523,059
<b>固 定 資 産</b>	<b>27,367,427</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,396,604</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>21,955,407</b>	繰延税金負債	120,151
建物及び構築物	5,314,915	退職給付に係る負債	3,400,511
機械及び装置	389,164	役員退職引当金	306,505
車両運搬具	5,317,451	その他	569,437
工具器具及び備品	266,196		
土地	10,663,176	<b>負 債 合 計</b>	<b>11,969,350</b>
建設仮勘定	4,503		
		<b>純 資 産 の 部</b>	
		<b>株 主 資 本</b>	<b>27,889,028</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>228,389</b>	資本金	2,100,000
		資本剰余金	751,101
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,183,629</b>	利益剰余金	26,245,801
投資有価証券	4,702,476	自己株式	△ 1,207,874
長期貸付金	26,669	その他の包括利益累計額	331,755
長期前払費用	17,275	その他有価証券評価差額金	1,006,354
繰延税金資産	145,737	退職給付に係る調整累計額	△ 674,598
その他	316,957	<b>非支配株主持分</b>	<b>211,999</b>
貸倒引当金	△ 25,485	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>28,432,783</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>40,402,133</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>40,402,133</b>

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

科 目	金 額
高 上 売	37,503,599
原 価 上 売	33,095,506
利 益 総 上 売	4,408,092
費 用 一 般 及 び 販 売 費	2,677,685
業 利 益 営 業	1,730,407
受 取 利 息 及 び 配 当 金	86,835
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	16,651
助 成 金 収 入	22,561
そ の 他	22,964
営 業 外 収 益	149,013
支 払 利 息	264
そ の 他	984
営 業 外 費 用	1,248
経 常 利 益	1,878,171
特 別 利 益	120,754
固 定 資 産 売 却 益	16,467
補 助 金 収 入	81,238
そ の 他	23,047
特 別 損 失	260,883
固 定 資 産 除 売 却 損	88,040
固 定 資 産 圧 縮 損	77,267
そ の 他	95,575
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,738,042
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	629,314
法 人 税 等 調 整 額	△ 42,661
当 期 純 利 益	1,151,389
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	24,262
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	1,127,127

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,471,343</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,483,743</b>
現金及び預金	1,992,300	買掛金	666,710
売掛金	1,163,519	未払費用	263,238
有価証券	2,999,903	未払消費税等	272,142
貯蔵品	82,659	未払法人税等	79,410
繰延税金資産	83,697	前受金	250,976
短期貸付金	30,354	役員賞与引当金	99,703
その他	120,082	預り金	36,000
貸倒引当金	△ 1,173	固定資産取得のための支払手形	517,002
		その他	1,944,950
<b>固 定 資 産</b>	<b>25,537,814</b>	そ の 他	353,608
<b>有形固定資産</b>	<b>19,829,892</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,627,078</b>
建物	3,986,993	長期借入金	1,490,000
構築物	648,637	繰延税金負債	595,264
機械及び装置	380,364	退職給付引当金	1,836,028
車両運搬具	5,135,394	役員退職引当金	176,408
工具器具及び備品	214,013	その他	529,377
土地	9,459,984	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,110,822</b>
建設仮勘定	4,503		
<b>無形固定資産</b>	<b>192,032</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	183,578	<b>株 主 資 本</b>	<b>21,899,100</b>
その他	8,454	資本金	2,100,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,515,889</b>	資本剰余金	751,101
投資有価証券	4,336,367	資本準備金	751,101
関係会社株式	1,021,981	利益剰余金	19,805,827
長期前払費用	15,312	利益準備金	525,000
その他	150,631	その他利益剰余金	19,280,827
貸倒引当金	△ 8,402	土地圧縮積立金	1,049,083
		その他資産圧縮積立金	452,328
		特別償却準備金	10,302
		配当準備積立金	393,000
		別途積立金	13,800,000
		繰越利益剰余金	3,576,112
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 757,827</b>
		評価・換算差額等	999,235
		その他有価証券評価差額金	999,235
<b>資 産 合 計</b>	<b>32,009,158</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>22,898,336</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>32,009,158</b>

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
<b>売 上 高</b>	千円
旅客自動車運送事業営業収益	20,554,199
不動産事業営業収益	896,111
その他事業営業収益	760,656
<b>売 上 原 価</b>	
旅客自動車運送事業営業費	18,627,651
不動産事業営業費	663,277
その他事業営業費	879,030
<b>売 上 総 利 益</b>	2,041,007
<b>一 般 管 理 費</b>	1,092,568
<b>営 業 利 益</b>	948,439
<b>営 業 外 収 益</b>	
受取利息及び配当金	281,869
その他の	17,301
<b>営 業 外 費 用</b>	
支 払 利 息	2,936
そ の 他	984
<b>経 常 利 益</b>	1,243,688
<b>特 別 利 益</b>	
固定資産売却益	13,451
補助金収入	79,695
そ の 他	94,977
<b>特 別 損 失</b>	
固定資産除売却損	86,945
固定資産圧縮損	77,267
そ の 他	94,366
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	1,173,232
法人税、住民税及び事業税	378,400
法人税等調整額	37,283
<b>当 期 純 利 益</b>	757,549

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

北海道中央バス株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大森 茂伸 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齊藤 揮誉浩 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北海道中央バス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道中央バス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

北海道中央バス株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大森 茂伸 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齊藤 揮誉浩 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海道中央バス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

北海道中央バス株式会社 監査役会

常勤監査役 平間 俊一 ㊟

社外監査役 富岡 公治 ㊟

社外監査役 森川 潤一 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

#### 期末配当に関する事項

第73期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額145,033,445円

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月30日(木曜日)

### 第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を下記のとおり変更いたしたいと存じます。

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役任期の変更

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。また、これに伴い任期調整の規定を削除いたします。ただし、平成27年6月26日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を新設いたします。(変更案第20条及び附則)

- (2) 取締役会の招集権者及び議長の変更

取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、取締役会の招集権者及び議長を、取締役社長から代表取締役へ変更するものであります。(変更案第21条)

- (3) 役付取締役の変更

平成27年6月の執行役員制度導入に伴い、役付取締役に關して専務及び常務は執行役員の役位とするため、専務取締役及び常務取締役を削除するものであります。(変更案第26条)

- (4) 社外取締役の責任限定契約に関する規定の新設

社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を招聘することができるようにするため、責任限定契約に関する規定を新設するものであります。(変更案第29条)

なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (5) 上記変更による条文の新設に伴い、現行定款の条数を順次繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)            第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  <u>2 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)            第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。            (削 除)</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)            第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。            2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)            第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。            2 <u>代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序によりこれにあたる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p>
<p>第22条～第25条 (条文省略)</p>	<p>第22条～第25条 (現行どおり)</p>
<p>(役付取締役の選定)            第26条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、<u>専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p>	<p>(役付取締役の選定)            第26条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名を選定することができる。</p>
<p>第27条～第28条 (条文省略)</p>	<p>第27条～第28条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>)  <u>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第29条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第30条～第43条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則  <u>第20条の規定にかかわらず、平成27年6月26日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成29年開催の定時株主総会終結の時までとする。本条は、期日経過をもって削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役1名選任の件

業務執行に対する一層の監督強化を図り、経営の透明性を高め、もってコーポレートガバナンスの充実を図るため、新たに社外取締役1名を招聘することとし、その選任をお願いいたしたいと存じます。

社外取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
すぎ え しゅんた ろう 杉江 俊太郎 (昭和30年11月21日生)	平成3年2月 杉商株式会社代表取締役社長(現任) 平成19年7月 札幌ヨコハマタイヤ株式会社代表取締役社長(現任) 平成22年11月 小樽商工会議所副会頭(現任) (重要な兼職の状況) 杉商株式会社 代表取締役社長	185,191株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 杉江俊太郎氏は、新任の社外取締役候補者であります。  
 3. 社外取締役候補者とした理由について  
 杉江俊太郎氏は、経営者として専門的な知識及び経験を有しており、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任でありますので、社外取締役としての選任をお願いするものであります。  
 4. 社外取締役との責任限定契約について  
 第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は杉江俊太郎氏が選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。

### 第4号議案 監査役3名及び補欠監査役1名選任の件

監査役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、法令に定める監査役の員数を欠くことに備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ひら ま とし かず 平間 俊一 (昭和23年8月26日生)	昭和48年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務取締役 平成20年6月 中央バスビジネスサービス株式会社代表取締役社長 平成24年6月 当社取締役退任 平成24年6月 当社監査役(現任)	25,386株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	とみ おか きみ はる 富岡公治 (昭和16年7月16日生)	昭和46年9月 最高裁判所司法修習生 昭和47年4月 札幌弁護士会入会 (水原法律事務所勤務) 昭和49年8月 富岡公治法律事務所所長 (現任) 昭和60年4月 札幌弁護士会副会長 昭和61年4月 札幌弁護士会常議員会議長 平成16年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 富岡公治法律事務所 所長 株式会社泰進建設 監査役 中央ビルメンテナンス株式会社 監査役	1,000株
3	もり かわ じゅん いち 森川潤一 (昭和22年12月8日生)	昭和55年9月 公認会計士登録(現任) 平成3年8月 センチュリー監査法人 (現新日本有限責任監査法人) 代表社員 平成19年6月 日本公認会計士協会北海道会 会長 平成22年6月 新日本有限責任監査法人退社 平成22年7月 森川公認会計士事務所所長 (現任) 平成22年7月 日本公認会計士協会監事 平成24年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 森川公認会計士事務所 所長 和弘食品株式会社 社外監査役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 富岡公治及び森川潤一の両氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 社外監査役候補者とした理由について  
(1) 富岡公治氏は、弁護士として培われた企業法務に関する知識及び経験を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。  
(2) 森川潤一氏は、公認会計士として培われた財務、会計に関する知識及び経験を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。  
4. 社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について  
(1) 富岡公治氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地から適切な助言をいただいております、また、企業経営に関する高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。  
(2) 森川潤一氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門知識と企業経営に関する高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。  
5. 社外監査役候補者が当社の社外監査役に就任してからの年数  
本総会終結の時をもって富岡公治氏は12年、森川潤一氏は4年であります。

6. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、候補者富岡公治、森川潤一両氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、両氏がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、再任後も引き続き締結する予定であります。

7. 森川潤一氏が選任された場合は、引き続き札幌証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員となる予定であります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	きた いち ひさ よし 北 市 久 淑 (昭和9年7月29日生)	昭和40年9月 公認会計士登録(現任) 昭和49年11月 監査法人榮光会計事務所 (現新日本有限責任監査法人)代表社員 平成12年5月 監査法人太田昭和センチュリー(現新日本有限責任監査法人)退社 平成12年10月 北市公認会計士事務所所長(現任) 平成13年6月 当社監査役(平成24年6月 当社監査役退任) (重要な兼職の状況) 北市公認会計士事務所 所長	3,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 北市久淑氏は、新任の補欠監査役候補者であります。  
 3. 北市久淑氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
 4. 補欠の社外監査役候補者とした理由について  
 北市久淑氏は、公認会計士として培われた財務、会計に関する知識及び経験を当社の監査体制に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。  
 5. 社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について  
 北市久淑氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門知識と企業経営に関する高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。  
 6. 社外監査役との責任限定契約について  
 北市久淑氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、昭和63年6月29日開催の第45回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額1,300万円以内、平成7年6月29日開催の第52回定時株主総会において、監査役の報酬額を月額350万円以内とすることをご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経営環境の変化等諸般の事情を勘案して、月額による定めを年額に改めるとともに、賞与を報酬枠内で支給することとして、取締役の報酬額を年額186百万円以内（うち社外取締役12百万円以内）、監査役の報酬額を年額42百万円以内に改定いたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は10名、監査役は3名ですが、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は11名（うち社外取締役1名）、監査役は3名となります。

## 第6号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役11名のうち10名及び監査役3名に対し、役員賞与総額36,000,000円（取締役分32,000,000円、監査役分4,000,000円）を支給することといたしたいと存じます。

## 第7号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈の件

平成28年3月31日付で取締役を辞任されました今 雅基氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

同氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名		略 歴	
こん 今	まさ 雅	き 基	平成15年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務取締役 平成26年6月 当社専務取締役 平成27年6月 当社取締役専務執行役員 平成28年3月 辞任

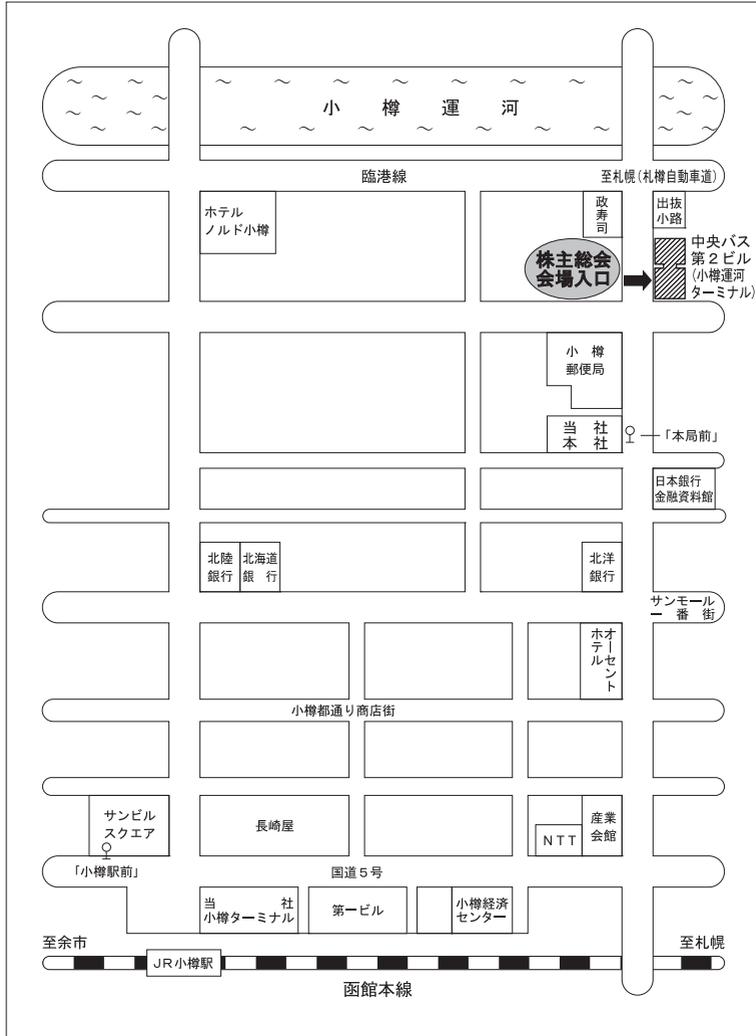
以 上

メモ

A series of 20 horizontal dotted lines for writing notes.

# 株主総会会場ご案内図

- 会 場 小樽市色内1丁目1番12号  
当社『中央バス第2ビル(小樽運河ターミナル)』4階講堂
- 交通機関 (当社バス) 小樽市内線をご利用の上、「本局前」または「小樽運河ターミナル」バス停にて下車願います。  
※小樽駅前からご利用の際は、「小樽駅前」バス停(サンビルスクエア前)より「本局前」行きをご利用ください。(所要時間 約5分)  
(当社小樽ターミナルより徒歩 約15分)



＜お願い＞ 会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご出席はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。